

【あいち民研企画】

あいち県民教育研究所主催 2014年4月19日 名古屋市教育館
市民集会 中学生はなぜ死を選んだのか？！

<基調報告>

名古屋市立中学生の転落死に係わる検証委員会報告 何を引き出し、どう活かしていくか

折出 健二（愛知教育大学名誉教授）

はじめに

本件は、2013年7月10日、名古屋市立中学校生（男子）がマンションから転落死した事件で、本人の遺書が見つかって自死の可能性が大であるとされた。この「中学生転落死」は名古屋市としては2000年の「5000万円恐喝事件」、愛知県としては1994年の「大河内清輝君事件」以来の衝撃的なものであったし、これを機に改めて市民が今の子ども社会と学校教育のあり方に対する強い関心をもつに至った。

本件に対して、上記委員会は実証的な検証に努め、本件の背景事実として「いじめ」を認定したことをはじめとして経過を明らかにし、かつ学校の組織性や教職員間の連携、スクール・カウンセラーの役割などについて相当に踏み込んだ提言も行った。また検証委員会として、子どもたちへの真摯な「メッセージ」も付した。

検証委員会のご労苦に敬意を表し、その報告書を受け止めて、教育学研究の立場でそこから「何を引き出し、どう活かすか」を中心に以下の報告をおこないたい。

1 「いじめ」の認定

(1) まず、同報告は、中学生男子が受けた言動を検証した結果、彼が被った行為は「いじめ」とであると認定した（報告書、29頁）。しかも、

いじめが自死の一要因であるとした。

その根拠として、①文部科学省の修正後の「いじめ」定義（2006年度）、②いじめ防止対策推進法にいう「いじめ」定義（同法第2条。ただし、これは文科省定義を援用している。）を挙げている。

これはこれで妥当な判断である。しかし、同時に、周囲の生徒たちが「死ぬ」「自殺しろ」などと言っていた、その責めの言動自体が「いじめである」とする視点も補って欲しかった。

(2) 同報告もふれているように、教育現場では「いじめ」と「ちょっかい」「からかい」「いびり」との境界のみきわめが難しいとされている。上記の文科省定義もそうした現場の指導の揺れを背景に、あえて踏み込んで、それまでの「いじめ行為」（加害性）に焦点化した定義をあらためたものである。そのために、攻撃や責めを受けている本人が「平気です」「これはふざけあいです」といって平気を装い、また加害行為の子どもらも「遊びです」「からかいだ」と、いじめを否定する傾向もうまれた。

拡大解釈をしながら事柄の本質を避けて、問題はないとする。この構図は、よく見ると大人社会の政治の構図とそっくりである。加害も被害もともに「ちょっかい」「からかい」を言う（装う）のでいじめを判断（認定）しづらい。その現実は何り回って、大人社会の物事の把握

のごまかし、言い逃れ、責任逃れを映し出しているといわざるを得ない。

(3) ここで原点的なことに触れると、「いじめ」は「苛め」と表されるように、「苛」の持つ意味、つまり「きつい」「責める、さいなむ、いじめる、しいたげる」(『新漢語林』第二版)を内実としている。そして、「可」は「大声で責める」の字義から来ている。こういう行為自体が「いじめ」の1つの要因であることを再確認しておく必要がある。

「死ぬ」の言葉を伴う責め行為、相手の人権否定行為は、「ちょっかい」「からかい」の次元を超えており、それはそういう軽微なものではない。このことを折に触れて子どもたちに教えていくほかない。

2011年10月に起きた大津市での「中学生いじめ自死事件」においても、いじめた生徒二名は保護観察処分とされた(『朝日新聞』3月19日)。その際、彼らの「言動がエスカレートし、『からかい』『ふざけ』の限度を超えた」と大津家裁裁判長は指摘した(同前)。家裁の審判の場でそのことがようやく問題となる前に、どう家庭や学校でそのことについて子どもたちに考えさせるか。いつも問われているのはここである。

そうした「責め」行為で相手を追い込む関係乗り越えて、お互いを権利主体として認め合うことのできる市民に子どもたちをどう育てるか。この原点を見失ってはならない。

2 学校長の役割

同報告の重要な特徴は、いじめ問題の克服(オーバーカミング)にとって、学校の組織的対応が重要であり、特に校長のリーダーシップを強調したこと。

子どもたちのトラブルや対立あるいは攻撃・被攻撃などのいじめ問題へと進行しやすい初期の現象から、校長が加わるいじめ対策会議ある

いは児童生徒の情報共有の会議で、指導や支援の課題を共有することが非常に重要となっているからである。

同報告はその役割と課題の面からそれ以上踏み込まなかったのかも知れないが、「なぜ校長はそのような役割を発揮できないか」についても、検討していく必要がある。

それを「校長は無能だ」と断じて終わるのではなく、校長がリーダーシップを発揮できるような教育行政の支援システムあるいは不要と思われる管理職雑務の精選などを大胆に実施しなければならない。また、事務連絡・伝達機能に歪曲してきた教職員会議を、自校の教育内容と実践を互いに対象化できるもっと開かれた協議の場に戻していくこと。こうした組織的關係から切り離して個々の校長の「資質」(単独問題)論になってしまうと問題の本質を見失う。

機会があれば若手の授業を参観しアドバイスを、子どもと接して子どもたちの表情や実態をじかに体得する、いじめや暴力などの萌芽的な状況をつかむために学年会あるいは対策会議に加わって、教員たちと問題を共有する。このような校長の教育者の性格をどう復権させ、健全に機能させられるような学校運営にどう変えていくか。

この点が以前から、ずっと棚上げされてきたままである。

ここには間接的ながら、教育行政機関の側の課題も潜んでいる。

3 子ども参加を正面から指摘したこと

2013年6月に制定され9月下旬から施行された「いじめ防止対策推進法」の最大の弱点は、いじめの防止と克服(オーバーカミング)にとって子どもを終始、客体に位置づけたことである。

そうではなく、いじめを自覚し認識してその予防・克服に参加していく主体は子どもたちだ、という観点が今求められている。検証委報告も

述べるように、生徒聴き取りからは、被害の男子生徒が受けている実態に対して、日頃から、これではいけない、何とかしなくては、と思っていた生徒はいた。この生徒たちが参画する世論づくり、クラスでの話し合い、あるいはクラス・学年通信等での紙上討論など、子どもたちが主体的に取り組める実践課題や分野は多くある。

しかも、これらの活動の指導そのものが、学校における日常的な生活指導（生徒指導）の要諦の1つなのである。

その意味で、同報告が「提言」の第2で次のように指摘したことがとても重要である。

「『いじめ防止』を自分のこととして、自分で考え、行動することは、子どもたちの権利であり、大人はそれを支援しなければならない」（49頁）

本件の舞台となった名古屋市立中学校の基本的課題もここにあるし、教職員のいじめ問題理解の弱点もここにあったし、校長のリーダーシップが求められる重要ポイントもここにあったし、いまもそうである。

この点でも、本件は、同中学校のみならず、名古屋市、愛知県において、学校づくりへの子ども参加という見地がいかに永年にわたって弱いままであるかを示したと言える。

かつて「管理教育の愛知」とまで言われたように、学校規則の精緻さと教職員の権力性で押さえてきた経緯があったが、いまやそのような「上からの統制」が効かない情勢がはっきりと子ども社会に現れている。それは現象的には、テレビのお笑い番組物まねの行為、ネットツールを使った攻撃や排除の行為などとして映るが、その本質は、子どもたちが子どもなりの可能性と感性を發揮して（引き出されて）問題解決に取り組む場面がきわめてすくないことの裏返しである。

だから、研究者によっては「いじめは、逆立ちした自治である」という言い方もしてきた。目標のある活動を自分たちで管理すべきところ

を無目標で不安定ななかで、身近で異質と映る者を標的にして攻撃する。この他者支配・他者従属は、とかく子ども社会には生まれがちな相手のコントロール傾向であるが、だからこそ、これを共通の活動目標の下に自分たちのつくる内容のコントロールになるようにギアチェンジをして行くように指導する。そうすればいじめの土壌自体がなくなるので、いじめは起こりにくい。ここにいじめ克服（オーバーカミング）の本質があり、その意味で、子どもたちがいじめを認識し乗り越える主体であり、それは子どもの権利なのだという教育哲学が現場にはほしい。

自分の目標を持ち、自分が認められている自覚を持ち、自分が学級学校社会において役立つ人間であると体験的にわかっている場合、子どもは誰かを責める必要がなく、それこそまっとうな集団的関係のほうに論点は移っていくからである。

4 名古屋・愛知の中学時代における暴力性の膨張は何から来ているのか

このことを最も深刻に受け止め日々苦慮しているのは教育現場をになう教員集団である。その教員たちが、じっくりと年間の指導方針をめぐって協議し、連携のありかたを具体的に練るような研修と討議の場を保障することが、「3」で述べた子ども参加のキャパシティを広げることにつながっていく。

事件のあった同中学の検証からも、教員間での情報共有において大きな弱点が見られた。それを今後どう変えていくかは同中学校のみならず全ての学校の課題である。

同報告は「教職員の目標共有と協働」（35頁）が不可欠であると指摘をし、学校経営上の問題として、校長のリーダーシップ、トップマネジメントなどを挙げている。

と同時に、日頃から教員同士がクラスの問題、

HRづくりの方法、生徒理解などで時間を取って話し合えるような勤務態勢、相互のコミュニケーション関係が取れないのはなぜなのか、単に個々の「教員資質」論では片付かない教職のシステム上の問題はないのか、という点にも目を向けていくべきである。

私見では、①名古屋市に限らないことであるが、永年にわたり職場に持ち込まれている「教員評価」の相互分断作用の面、②常に事が起きると教育委員会が「上から」乗り出してきて統制するやりかたで解決を迫ってきたことの結果、当該学校の教職員集団の問題解決力が育たない（育ちにくい）環境を行政自らが作ってきていること、などを検証して、変えていく必要がある。

現に、当該校では中学生の「転落死」直後から市教委の幹部が当該学校に入り込んで指示をして強いリーダーシップを発揮した半面、たとえば急遽おこなったアンケート結果が記者会見ではメディアに公開されたのに教職員にはなんら詳しい情報が即時的に伝わっていなかった。また、今回の事件後校内で公的に議論をする機運は必ずしもつくりられず、課題の共有化にとっては問題が残った。このことは同報告でも、わたしなりに聴き取った証言でも得られている。

大変痛ましい事件が起きたが、これを正面から受け止め真摯にそこから学ぶ当事者は一体誰なのか。否、誰であるべきなのか。

教職員こそ問題解決の実践主体であること。教職員にはそのための関心と能力は十分に備わっていること。ここに信頼をおいて必要な援助を行うのが教育行政機関の役割であること。――こうした学校教育の基本構図が、がっちり定まっていなくて残念ながら現状ではないか。ここを直視して変えていかないと第二、第三の事案が起これかねない。

高校入試制度、小規模学級実現など市民側からも永年要望されてきた課題も検討すべきであるが、私の報告の任を超える面もあるので、割愛する。

5 新学力観のもつ「統制・追い込み」作用

自死したとされる男子生徒の苦悩を強めた背景要因として、「提出物忘れ」とその指導の問題があったと、同報告は指摘している（23～24頁）。

「提出物」の期限内提出は、新学力観で言う「観点別学習評価」のうち「関心・意欲・態度」にじかに係わせた指導事項になっている。忘れ物を取りに帰らせ再登校で出させるという指導もそこから来ている。

検証委報告は、自死した生徒の「ルールを守らなければ」というきまじめさと、忘れ物を出せなかった際にウソまでついた自分のふがいなさとの葛藤があったことを指摘している（23頁）。検証委が当該生徒の側に立って事態を読み解こうとした姿勢が窺える一場面である。

しかし、そもそも、「提出物」をそこまでして観点別評価に直結させ、期限厳守で追い込む結果にまでなってしまうその評価&指導システムには問題はないのか。

《いくらテストで上位の成績を取っても期限内の「提出物」の遅れがあれば、最上位の評価にはできない。》これが実は新学力観の観点別評価のもたらす一種の強制力なのである。

授業中の姿勢や態度、作業への参加、そして各教科の提出物の期限内提出など。こうした目に見える「行動」を手がかりに教師は「関心・意欲・態度」を評価せざるを得ない。なぜなら、そうでもしなければ「関心・意欲・態度」という子どもの内面に係わる評価の客観性が保障できないからである。しかし、この指導法は、そうやって「目に見える形」で子どもを評価する分、それだけ子どもを追い込み、強制する作用を凶らずも発生してしまう。

ちょうど新学力観導入の時期に、名古屋市内のある大手進学塾の説明会で、「これからは学

力評価の要素が変わる。たとえば授業中、わかってもらわなくてもとにかく先生の額をしつかりと見つめていること。そうすれば「関心・意欲・態度があるとみなされる」と、まことしやかに保護者に説明があったというエピソードが残っている。

もともとはこの学力観は「個に即する」学力評価を発揮するために導入された。「自己教育」、「自己責任」の原理の導入と軌を一にした教育評価の「改革」であった。

確かにエリート競争を勝ち抜いていく子どもには、知識・理解、思考・表現、技能、と共に関心・意欲・態度まで、つまりその子の人格的要素のほとんどについて高い評価を受けるチャンスが到来したのだからもってこいの評価システムである。しかし、その上位の成績の子どもも含めてこの評価システムは、観点別評価の観点に子どもを縛り付け、子どもが自分を真の学び手として体験するよりも、それら観点モデル像から自分を見る、自分をチェックする、という精神構造上の問題点を内包している。要は、「個に即しながら」、いや即するがゆえに、その個を観点別評価の奴隷に仕立てる作用である。

その象徴が「円周率は？」と聞かれてすばやく「3.14」と答えるが、「その円周率はどうやって出すの？」と聞かれても「それは3.14です」とオウムのように繰り返すしかない事例である。

これはある種の、子どもの機械的思考化（ロボット化）の現象ではないか。

【参照】

『中日新聞』2013年3月28日付朝刊掲載の折出健二コメント。

『毎日新聞』2013年3月28日付朝刊、同上。

折出健二「いじめオーバーカミングといじめ防止対策推進法」『人権と部落問題』部落問題研究所、2014年4月号。

自死した少年もルールに従わなくてはと思いつつ、「期限を守る正確さ」「間違いの無さ」に自己を適応させようと葛藤が生じたのであろう。そこへ、母親の叱責、そして「5にはなれないよ」という教師の言葉。

何よりも、「提出物」の課題内容が子どもにとって知的好奇心をそそる魅力あるものとなっていること、授業での学習と旨く連動するような課題設定であることを「提出」を求める教師の側で工夫する必要がある。そのように工夫しつつ、他方では、その子どもの人間性（揺れや葛藤）をもっと見てやる視線があれば、事態は変わり得たのではないか。

図らずも、一人の中学生の「死」によって、現行の観点別学習評価のシステムは、評価する側のありかたを評価する、という評価論の原点を浮き彫りにした。

よって、現行の教育評価システム自体を、まさに当事者の目線で一度見直してみる必要があるのではないか。

6 その他の論点

スクール・カウンセラーの活用、スクール・ソーシャルワーカーの積極的関与に対しても検証委報告は妥当な「提言」を述べている。

中学校における「35人学級」の早期実現は教師、保護者、子どもの願いである。